

調査の概要

- 1 調査の目的
我が国の人口動態事象を把握し、人口及び厚生労働行政施策の基礎資料を得ることを目的とする。
- 2 調査の対象及び客体
「戸籍法」及び「死産の届出に関する規程」により届け出られた出生、死亡、婚姻、離婚及び死産の全数を対象としているが、本概況では平成22年に日本において発生した日本人の事象を客体とした。
- 3 調査の期間
平成22年1月1日～平成22年12月31日
- 4 調査の方法
市町村長は、出生、死亡、婚姻、離婚及び死産の届書に基づいて人口動態調査票を作成する。
- 5 報告の系統
厚生労働省 — 都道府県 — 保健所 — 市町村
- 6 結果の集計
集計は、厚生労働省大臣官房統計情報部で行った。

利用上の注意

- 1 表章記号の規約
計数のない場合 —
統計項目のありえない場合 ・
計数不明又は計数を表章することが不適切な場合 ……
比率が微小（0.05未満）の場合 0.0
減少数（率）の場合 △
なお、掲載の数値は四捨五入してあるので内訳の合計が「総数」に合わない場合がある。
- 2 用語の説明
自然増加：出生数から死亡数を減じたもの
乳児死亡：生後1年未満の死亡
新生児死亡：生後4週未満の死亡
早期新生児死亡：生後1週未満の死亡
死産：妊娠満12週以後の死児の出産
周産期死亡：妊娠満22週以後の死産に早期新生児死亡を加えたもの
合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。
- 3 県及び市町村の分類は、出生は子の住所、死亡は死亡者の住所、死産は母の住所、婚姻は夫の住所、離婚は別居する前の住所による。